

文書課長
調二第四二號

昭和十八年八月廿七日

昭和十八年八月廿八日接

大政翼贊會事務總長 丸山 鶴吉



外務大臣官 殿

調査會調査報告書「戰時生活文化ニ關スル報告書」送付ノ件

本會調査會ニ於テ豫而標記ノ件ニ關シ調査審議中ノ處今般別紙ノ如キ
成案ヲ得左記大臣ニ上申致候ニ付テハ之ガ實現方ニ付格別ノ御配意相
煩度此段得貴意候

記

内閣總理大臣、陸軍大臣、海軍大臣、内務大臣、文部大臣、農林大臣、商工大臣、逓信大臣、
鐵道大臣、厚生大臣、司法大臣、外務大臣、大泉源大臣、企創院總裁、情報局總裁、
大藏大臣、法務局長官、



文書課長

實國第二四一號

昭和十八年七月卅一日

大政翼贊會事務總長 丸山 鶴吉



外務大臣官 殿

「勝ちぬく誓」ノ唱和ノ仕方並解説ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ本日都道府縣並五大都市支部長宛別紙ノ通り通牒致候
條之ガ實施ニ關シ特別ノ御協力賜リ度此段及依頼候也

分規/5.00

150.0.4



外務次官 殿

實國第二五一號

昭和十八年八月十日

大政翼賛會事務總長 丸山 禰



九月ノ常會徹底事項ニ關スル件
標記ノ件ニ關シテハ別紙ノ通り決定相成候ニ付之ガ實施ニ關シ特別
ノ御協力相煩度此致及依願候也

文部省

昭和拾八年八月廿七日接受

○調査會各委員會週間概況 (自昭和一八八九
至昭和一八八一三)

政務局

委員會

小委員會 開催月日

調査局

経過概況

第八總會 一八八一三

協同生活ノ範圍ト其ノ實行方策案ニ
付審議シテ字句ノ修正ヲ警務局一任
トシテ原案ノ通り可決セリ

第八總會 一八八一三

戰時生活基準ノ調査要項案ニ付審議
シテ山小委員長ヨリ之ガ説明アリ
各委員ヨリ質疑並ニ意見ノ開陳アリ
タル後該要項案ニ依リ小委員長ノ
手許ニ於テ中間報告書ヲ作成シ次
期委員會ニ送附スルコトニ決セリ

第五委員會ハ決定政策ニ關スル具体策ニ付調査報告
書ノ作製ヲ了シタリ

○八月十一日 第五委員會ハ決定政策ニ關スル具体策ニ付調査報告
書ノ作製ヲ了シタリ

○八月十一日 第五委員會ハ「一」ノ問題ニ關スル件ニ付調査報告書
ノ作製ヲ了シタリ

○八月十二日 第五委員會ハ戰時生活文化ニ關スル件ニ付調査報告
書ノ作製ヲ了シタリ

○八月十二日 第七委員會調査報告ノ乳幼児並ニ母性保護對策ヲ總
務會ニ附議セリ

以上

○調査會各委員會週間概況 (自昭和一八八二一 八一六)

調 査 局

委員會	小委員會	開催月日	概況
第六總	會一八八二六		大藏委員長旅行缺席ノ爲河瀬第三小委員長統 裁ノ下ニ第三小委員會作成ノ科學技術向上ニ 關スル具體策案ニ付審議シ、(一)國務大臣 院總裁ノ政治的立場再考望ヲ(二)國務大臣 ナスコトヲ希望ス、(三)改メ、(四)國務大臣 技術者ノ登録ヲ技術院ニ於テ一括活用ノ項中 具體例ヲ削除シ、(四)府市科學圖書館ノ設置 シ、其ノ他字句修正ヲ行ヒ、之ヲ可決セリ

第二〇總 會一八八二七

第二小委員會作成ノ「支那經濟對策」ニ關ス
ル報告書一案ニ付審議シ原案ノ通り可決セリ
猶調査項目中審議未了ノ件ニ付テハ、委員長
ヨリ調査會長ニ其ノ經過並ニ次期委員會ニ於
テ繼續審議セラレタキ旨ノ意見ヲ報告上進シ
次期調査會ニ案件ヲ引續クナスコトトセリ

○特記

○八月十六日 第三委員會報告ノ防諜ニ關スル具體策ヲ政府ニ上申
セリ

○八月十六日 第七委員會報告ノ性病對策ニ關スル件ヲ政府ニ上申
セリ

○八月十七日 左ノ調査報告ニ關スル件ヲ政府ニ上申セリ
第四委員會報告ノ區域並ニ地域協力體制促進ニ關ス
ル調査報告

第七委員會報告ノ産業厚生對策

第九委員會報告ノ翼實政治理念ノ昂揚ニ關スル具體
策

第九委員會報告ノ部落會隣組ノ整備強化ニ關スル具
體策

○八月十八日 第九委員會調査報告ノ部落會隣組ノ整備強化ニ關ス
ル具體策ニ付新聞發表ヲナセリ

○八月十九日 左ノ調査報告ニ關スル件ヲ總務會ニ附議セリ

第二委員會報告ノ國民ノ教養鍊成ニ關スル對策
第二委員會報告ノ勤勞青少年ノ輔導鍊成ニ關スル調査
報告

第五委員會報告ノ家ニ關スル調査報告

第五委員會報告ノ戰時生活文化ニ關スル調査報告

第五委員會報告ノ映畫政策ニ關スル具體策

第七委員會報告ノ軍事援護ニ關スル具體策

第十委員會報告ノ支那經濟對策ニ關スル調査報告

○八月二十日 第十委員會ハ支那經濟對策ニ關スル報告書ノ作成ヲ了
シタリ

○八月廿一日 第九委員會調査報告ノ翼賛政治理念ヲ昂揚ニ關スル具
體策ニ付新聞發表ヲナセリ

以上

調査會報告第 號
昭和十八年八月

戰時生活文化ニ關スル報告書

大政翼賛會調査會第五委員會

目次

前文

(第一) 戦時生活、珊瑚礁教化

(一) 戦争目標、具体的理立

(二) 戦争指導中核ノ強クナル一元化

(三) 国民指導、行キ通ギ、是正

(四) 行政第一線ニ対スル愛望

(五) 新組織ニ役員タル者、最速

(六) 道義心ノ昂揚、特ニ之、日常生活ニ於ケル実践

(七) 個人主義的傾向ノ是正

(八) 国民士氣ノ積極的作興

(第二) 戦時下ニ於ケル学生生活ノ指導

(一) 青年ニ共通ナル生活指導組織ノ確立

(二) 国民行事ニ対スル参加

(三) 学生生活ノ積極的ナル社会生活参加

(四) 戦時下、生産及文化面ニ対スル学生々徒ノ協力

(五) 学校ニ於ケル生活文化ノ昂揚

(六) 学生々徒ノ隣組制度ノ確立

(七) 半島学生ニ対スル指導

(第三) 勤勞文化ノ昂揚

(一) 生産増強上工場ニ対シテ実施スベキ文化上ノ措置施設

(二) 工業都市計画ノ実行

(三) 保育所ノ設置

(四) 源泉ノ利用厚生

(五) 青少年工、不良化防止

(六) 結婚相談機関ノ設置

(七) 住宅問題ノ解決

(八) 家庭ニ於ケル生活文化ノ昂揚

(九) 栄養ノ確保

(十) 診療所、花実、轉世保養ノ施設

(十一) 労務管理ノ改善

- (一) 青年学校、教育……………三九
- (二) 工場芸術運動、促進……………三九
- (三) 生産増強上炭鉱、山ニ対シテ実施スベキ文化上ノ措置施設……………三〇
- (四) 現場責任者ノ永年勤続制確立……………三一
- (五) 住宅ニ於ケル神棚、佛壇ノ設置……………三一
- (六) 合宿青年ニ対スル指導……………三一
- (七) 国家的権威アル褒賞制度ノ確立……………三一
- (八) 医師其他職員ノ地位ノ安定確保……………三一
- (九) 賃銀制度ノ改革……………三一
- (十) 映画ニヨル慰樂ト指導……………三一
- (十一) 素人演劇ノ奨励指導……………三一
- (十二) 保養所ノ設置……………三一
- (十三) 半島人ニ対スル施設……………三四
- (十四) 生産増強上農村ニ対シテ実施スベキ文化上ノ措置施設……………三五
- (十五) 近代的文化手段ノ利用ニヨル農民文化ノ昂揚……………三五
- (十六) 農民ニ対スル映画工作……………三五

- (一) 和歌、俳句其ノ他文学ノ奨励……………三六
- (二) 簡素ナル美術工芸品ノ製作奨励……………三七
- (三) 農村音楽、芸能ノ復活……………三七
- (四) 農村ノ茶事、行事等ノ奨励……………三七
- (五) 節遊ノ家ノ整備……………三七
- (六) 生産増強上勤労者ノタメニ映画ヲ活用スベキ方策……………三八
- (七) 勤労者本位ノ映画観覧方法……………三九
- (八) 巡回映画ノ充実ト活用……………三九
- (九) 施設館ノ活用……………三九
- (十) 勤労者ヲ対象トスル映画ノ製作……………四〇
- (十一) 生産増強上勤労者ノタメニ演劇ヲ活用スベキ方策……………四〇
- (十二) 施設劇場ノ活用……………四〇
- (十三) 移動演劇ノ普及強化……………四〇
- (十四) 素人演劇ノ再検討ト其ノ正シキ指導……………四〇
- (十五) 勤労者演劇ニ対スル脚本ノ提供……………四〇
- (十六) 観劇方法ノ指導……………四〇

- (第四) 帰還軍人並に傷病軍人ニ対スル文化対策
- (一) 帰還軍人ニ対スル指導機關ノ強化 五二
 - (二) 傷病軍人ニ対スル指導 五三
 - (三) 帰還軍人、傷病軍人ノ精神的結合ノ強化 五三
 - (四) 傷病軍人ニ対スル練成 五四
 - (五) 傷病軍人ノタメ学究機關ノ特設 五四
 - (六) 傷病軍人ニ対スル文芸、美術、音楽等ノ指導 五五
 - (七) 国民運動ニ対スル帰還軍人、傷病軍人ノ積極的参加 五五
 - (八) 傷病軍人中、胸訥疾患者ニ対スル特別ノ施設 五五
- (第五) 戦時下ニ於ケル衣食住生活ノ指導
- 一 衣食住ニ対スル指導 五七
 - 二 食生活ニ対スル指導 六三
 - 三 住生活ニ対スル指導 六三
 - 四 生産器具ニ対スル造廠意匠上ノ規制 六三



戦時生活文化ニ関スル報告書

調査會第五委員會

文化本末ノ面目ハ断ジテ生活ヨリ遊離シタルモノタルベカラズ。惟
ラニ國民文化ノ眞実ハ之ガ國民生活ノ全的表現タルニ在リ。依是觀之
文化ノコトハ如何ニ緊迫シタル時局ノ下ニ於テモ断シテ之ヲ遊離事トシ
テ却クルヲ得サルナリ。ノミナラズ今日ノ如キ皇大ナル決戦下ノ事態
ニ直面シテ、本末ノ文化ハ種々様々具ノ重要性ヲ増大スルモノト謂フべ
シ。
蓋シテ、科学、技術、政治、経済、教育等、各般ノコトハ何レモ文化ノ
一素材ト做スベキモ、之等個別ノモノノミヲ指稱シテ直チニ文化ト謂フ
ハ當ラズ。
凡ソ之等ノ總マテガ國民ノ日常ヲ通ジテ具ノ生活ノ上ニ珍出發現スル所
ニ文化ノ正シキ姿相アリトスベキナリ。

皇國日本ハ今ヤ方ニ生死浮沈ノ前途ニ立テリ。 脈古ノ大業タル大東
亞戰事ヲ斷事トシテ完遂シ、志業アル勝利ノ下、万邦ガ仰望スルニ足ル
大東亞共榮圈ノ建設ヲ達成スルハ齊シク一億國民ノ肩上ニ負荷セラレタ
ル大使命ナリ。
之ガタメニ國民ノ生活ハ一切ヲ擧ガテ斯ノ目的ノ達成ニ集結セシメサ
ルベカラズ。而モ、本末ノ文化ハ斷テ生活自体ニ外ナラザルヲ以テ、
決戦下今日即今ノ日本文化ノ當ニ在ルハキ操相ニ付キテハ發言ヲ要セザ
ルベシ。
即チ、戦時生活文化ハ飽益強靱且進歩ノモノタルベク斯ノ強靱進歩ナ
ル生活即文化ノ健在スルアツテ茲ニ如何ナル難局ニ対処スルトモ斷事
不撓不屈ナル、而シテ又旺盛熾烈ナル戦意ト戦カトノ発揚ヲ期待スルヲ
得ベシ。
如上ノ観点ヨリ第五委員會ニ於テハ戦時下生活文化ノ昂揚ヲ対象トシ
テ懇次會合ヲ重シ、慎重ナル討議審議ノ結果、別紙ノ如キ成案ヲ得タリ、
仍テ之ヲ報告ス。

(第一) 戦時生活、明朗強靱化

現時ノ如ク苛烈ナル大戦争ノ展開過程ニ於テ、物資ノ缺乏、生活習慣ノ極度ナル逼迫ヲ見ルニ至レルハ實ニ避クベカラザル所ナリ
而モ、物資ノ缺乏ハ直ニ其ノ生活内容ノ空虚貧弱タルコトヲ意味セズ、生活條件ノ制約ハ必レモ之ノ下ニ於テ高揚強靱ナル生活ノ展開サルハ、国防ケザルナリ

茲ニ精練サレタル文化的教習感覚ノ発動ニ俟ツベキモノ頗ル多ク大ナルモノアリ

仍テ戦時下缺乏セル物資並ニ制約セラレタル生活事情、下ニ於テ、努メテ国民生活ノ明朗ヲ維持シ、生活ノ内容ヲ豊潤ナラシメ、以テ百年不敗、百戦不撓ノ逞シキ国民生活意欲ノ展開、強靱ナル決戦生活態勢ノ確立ヲ図ルタメニ、適切ナル施策措置ヲ講ズルコト

斯ノ如キ施策措置ヲ講ズルニ當リ、斷際持ニ長ノ文化性ノ高揚發揮ニ努ムルコト

(一) 戦争目標ノ具体的確立

今日国民ニ対スル戦争指導ノ方法ハ、動モスレバ抽象的ノ叱咤激励ニ重シ、概念的ナル説教ニ陥リテ、斯ノ結果ハ徒ラニ国民ノ未稍押進ヲ鞏固スルニ止マリテ、国民ヲレテ眞ニ衷心ヨリ燃起セルムル感ノ且力ニ於テ甚ダ缺クル所ナリ

仍テ、斯際戦争ノ目標ヲ具体化シ、明確ニシ、國民努力ノ集中スル標的ヲ確守タラシメ、人心ノ所向ヲ一ニ定メ、以テ國民カ自己ノ身運ニ戦争ノ緊迫性ヲ如實ニ感得シ、日常生活上密接シ可雖ノ関係ニ於テ戦争ノ意義ヲ具體体得スルメヲ指導スルコト

之ガタメニハ戦争ニ際シテ長遠遠大ノ計畫ヲ設クモ念ルコト不テ、寧ロ一層具體的ニ利益ヲ得ル至直距離ニ國民トシテ盡ムベキ目標ヲ明確スルコト

蓋シ、今日ノ実情ハ、百年長期ノ戦ヒト云フモ現実ハ日々夜々戦勝モ止マサル決戦ニ次グ決戦ノ連續状態ニ在リ、百年ノ先ヲ見テ今日ノ一日ヲ容爾ト送ルガ如キハ現状ニ於テ絶対ニ許サレズ

肝要ナルハ今日斷今ノ歐亞德勝ナリ。至近距離ノ目標コソ最モ明確ナルモノニモテ、而モ國民ニ與フル目標ハ常ニ明確且ツ具體的ナラザルベカラズ。

從來ノ指導目標カ鬼舟雜象的觀念ニ過ベテ中心ノ焦點カ漫然トシテ把握シ難ク結果、却ツテ國民ノ戰時生活意識ヲ混亂ニ陥ラシメ、戰爭ト生活トノ緊迫セル一体感ヲ缺キ國民ノ努力ヲ著ク散発的ニ了ハラシメタル傾向アリ。

今日、具體的具體的ナル、戰爭目標ノ掲示ニヨリ國民ニ對シテ即今努力ノ標的ヲ喚ハ、據ルベキ行動ノ基準ヲ示シ、之ヲ通ジテ直チニ明日ノ確乎クル希望ニ導クコトハ、戰時生活ヲ明確化セシメ強靱不屈ノ生活態勢ヲ確立セシムル第一歩ナルコト。

(二) 戰爭指導中樞ノ強力ナル一元化

國民ニ對スル戰爭指導ノ中樞ヲ強力ニ一元化スルコト。戰時下新機ノ指導力ハデキ得ル限リ簡素ノ機構ヲ通ジテ強力ニ推進セラル、コトヲ

五

要ス。

然ルニ現状ハ國民指導ニ向スル新機構、新団体ノ發生ヲ阻、機構、簡素化トハ等々全ク反對、チ向ヲ逆リツ、アリ。而モ、之等ノ団体機構ハ往々相互ニ重複シ、屋上屋ヲ架スルカ如キ觀ヲ呈スルモノモ亦少ナカラズ。

國民ニ對シテ後ヲニ命命ニ被ラシムルト共ニ、団体制權主義ノ因ヲ作リ、戰時下最モ忌ムベキ相剋摩擦ヲ惹起シ、人心ノ隔斷化ヲ阻害スルコト多クナルモノアリ。

我が國情トシテ、団体ノ整理統合ガ云々カレテ、一旦或之レタル機構ハ容易ニ解消サレバ、又假令形式的整理統合ヲ行フモ、必ずニ於テ團體ヲ後日ニ成ス場合極メテ多シ。

中央ニ於テ多數ノ指導機構カ併立シ之等多數ノ指導ヲ受クル地方ノ下級組織ハ徒ラニ事務ノ冗雜繁多ニ化被テ、コトノ結果、之等中央ノ指導指令ノ如キハ下級組織ヲ直ジテ單ニ流カレ、ノミニテ國民生活ノ上ニハ實質的ニ意モ滲透徹底セバ、勢ヒ形式的行事、運動ノ類、ミ多クナル傾向ニ在リ。

六

斯リ如キ傾向ハ戦時生活下ニ於テ明カニ一大浪費ニシテ明瞭強靱ナル
ベキ國民生活、戦時態勢ヲ確立スル所以ニ非ズ。
仍テ、斯際大英断ヲ以テ之等団体機構ノ取捨並ニ最良ニシ、戦時下
ニ悉ク打切り徹底的一整理ヲ行ヒ、一切ノカヲ等々ヲ戦守ノ遂行ニ
ミ集ムレ得ル簡素ノ機構ヲラレムコト。
団体ノ整理、機構ノ簡素化ト共ニ、
今日類案ニ對シテ各種ノ會議、會合、集會等ノ如キモ之ヲ極減スルコ
ト。

使テニ國民ノ末梢神經ヲ刺激シ注意カヲ散漫ナラシムル所行ナラズ
標識ノ類ノ改選ヲ防止スルコト。
國家的權威、國民的意義ヲ有スルモノ、外、各団体ノ行ハムニテ
〇〇通商ト稱スル如キ託命行事ノ大部分ヲ整理スルコト。
其ノ必戰時下諸事徹底シタル簡素化ヲ旨トシ、國民ノ身魂ニ觸レザル
モノハ一切中止スルコト。
要之、戦時生活ニ於テハ勉メテ多端ヲ避ケ、戦守遂行ノ大本ヲ忘
ルコトナラズ。

レズ、諸事簡捷ノ趣ニ進ビ、雜念ヲ清掃シ、不用ノ煩累ヲ離ルテ國民
生活ヲ精神的ニ余裕アラシムルヲ以テ要請トナスベシ。

(三) 國民指導ノ行キ過ヤリ是正

今日、國民指導層ニ屬スル人士ノ向ニ勸モスレバ戦時ニ藉口シ、時局
ニ便乗シテ、國民ヲ精神的ニ壓迫シ、國民生活ニ對シ一推ノ不安ヲ投ズ
ルカ如キ言行劬ヲナスモノ無クトセズ。
同時ニ又、各団体ノ磁石スルヤスター、監獄探察ノ類ニモ往々行キ過
ヤタル傾向ヲ見レトアリ。
蓋シ、之等ノ標識類カ各人各団体又ハ各官署ニ於テ全ク無能一ニ現ハ
レ、之等ニ就イテ各種各様ノ解釋カ行ハレ、又、一部ノ事切ヲ無リ、等
々違エタル時局觀カ至致マレル英雄主義ニ因ハレタル人士ノ向ニ、目的
ノ達成ニハ敢エテ手段ヲ採ハザル見地ヨリ往々行キ過ヤリ、行為過勦ナル
タメニ、却ツテ國民生活全般ノ前途ニ不必要ナル不安ヲ投ジ、思ハカ
ル逆效果ヲ示セル場合モナレトセズ。

仍テ、隣組制度、配給制度、防空演習、貯蓄奨励、公債消化、鋼鐵回収、供水運動、其ノ他戰時下必要ナル諸般ノ國民指導ハ、全体ニ平均ノトシタル指導觀念ノ下ニシテ行フコト。

殊ニ之等ノ指導ガ地方乃至下部組織ニ委任セラレタル場合ニ生ズル行キ違ヒガ今日國民生活ノ不安ヲ増シ、尊嚴相剋ノ因ヲ惹起シタル事例頗ル多シ。

斯等ニ關シ、中央ノ指導方針ヲ充分明確ナラシメ、其ノ中一員ノ級感モナク地方又ハ下部組織ノ末端ニ至ルニテ徹底シ得ルメシ懇切ノ指導ヲ講ズルコト。

同時ニ中央ノ指導方針モ亦、從來屢々見タル如キ單ナル紙上ノ論理的計畫ニ止マル弊ヲ脱シ、國民生活ノ實情ニ充分即應適合スルモノナルコトヲ要スルト共ニ、地方下部組織ノ指導面ニ對シテハ飽益忠實親切ヲ以テ事ニ當ルヤツ指導スルコト。

(四) 行政第一線ニ對スル要望

戰時下國民生活ノ安定ニ即シテ、眞ニ人心ノ鼓舞ニ觸レタル最モ適切且ツ圓滑ナル政治ノ行ハレコト。

特ニ、國民ノ日常生活ニ接觸シ、國民ニ對シテ國家権力ヲ直接代表スル行政第一線ノ措置ハ一挙手一投足、國民心理ニ至大ノ影響ヲ投ジ、戰時下國民生活ノ明朗性ヲ左右スル力頗モ大ナルモノアリ。之等末端政治ノ運用コソ戰時下ノ最大問題ナリト云フベシ。

仍テ、斯等之等行政第一線ノ重大ナル責務ヲ自覺セシムルト共ニ、特ニ國民トノ接觸面ニ於テ終始懇切丁寧ヲ旨トシ、苟クモ國民アリテ紙用ノ神經ヲ苟シタシメヌメシ徹底的指導ヲ行フコト。

(五) 新組織ニ役員タル者ノ嚴選

現在ノ町内会、隣組等又ハ配給機構等ノ新組織ニ於テ役員タルモノノ干ニハ單ナル従来ノ「顔役」程度ニ過ギザル者モアリ、機構ノ眞精神ヲ解セズレテ、自己ノ指導的地位ヲ獲得ノ如ク若クハ、又ハ自己「準官吏」ノ如キ態度ヲ以テ國民ニ臨ミ、其ノ行為言動任々矯激ニ傾キ、自己ノ意

ニ添ハガル者ヲ目シテ恰モ非國民タルモノ如キ扱ヒヲナス向モノトセ
ス、
斯ノ如キ一新人士ノ挙指ハ國民感情ノ反撥ヲ齎ラシ、延イテ新機構ヨ
リ國民ヲ背離セシムル結果ヲ生ジ、國內ニ相剋摩擦ノ因ヲ作ルモノトシ
テ、嚴ニ排撃サレサルベカラズ。
仍テ、之等ノ新機構ニ於テ、指導的地位ニ就ク者ニ對シテハ嚴重ナル
人物ノ詮衡ヲ行ヒ、苟クモ非違アラレバ國民ノ向ニ新機構ニ對スル信
用ノ低下スルカ如キコトナキヤウ留意スルコト。
特ニ配給機構ニ擔ハル商人ニ對シテ、職權ヲ濫ニキテ振舞ヒ、不正
不親切ノ態度ニ出ル者ニ對シテハ嚴重ナル制裁ヲ加ヘルコト。
更ニ、之等ノ新機構ニ對シテ監督の立場ニ在ル官吏ノ細網ヲ一層鞏
正スルコト。

六) 道義心ノ昂揚、特ニ之ノ日常生活ニ於ケル実践

戦時下道義心ノ昂揚ヲ四リ特ニ之ヲ國民ノ極メテ卑直ナル日常生活裡

ニ反映セシムルコト。
道義ノ高唱セラルコト、今日ノ時勢ヨリ甚シキモノナキニ不拘、概不説ク
ル、所ハ荷達ナル抽象的倫理道徳論ニ適ギ、國民生活ノ日常ニ即シテ實
ニ實踐シタルモノハ稀ナリ。
配給機構ニ移行スル不正、商人ノ不親切、町内会隣組等ノ新機構ノ行
キ過ギ、多額消費家ノ利己主義等々國民生活ヲ總括シテ不明瞭、不愉快ナ
ラシムルモノハ多ク日常卑直ナル生活ニ於ケル道義ノ頓座ニ因ル。
仍テ、斯陸國民ノ日常生治ニ於テ道義心ノ昂揚ヲ四リ、実践道徳ノ向
上ニ努メ、國民相互ノ接觸面ニ於ケル摩擦相剋ノ原因ヲ除去シ、全体ト
シテノ國民生活ヲ明朗化ニ至ラシムルコト。
特ニ、町内会、隣組具ノ他新機構ノ指導的ヤ心ニ任ル者フシテ自肅自
戒、苟クモ衆流ノ批難反響ヲ悚然セシムルカ如キコトナキヤウ留意セシ
ムルコト。
配給機構ニ從事スル商人ニ對シテハ、勤メスレバ機械的ニ業務ニ擔ハ
リ、一善一不致足ノ勞ヲモ惜シムカ如キ弊風ヲ矯シ、従来ノ如キ商賣上
ノ世辭愛嬌ハ遠セシムルモ、重要ナル配給機構ノ運用ニ參與スル一員トシ

ヲ、セナクトモ人同トシテ本業ノ親切心ハ之ヲ失ハス、一片ノ復讐極
上ニ國民ニ対シテ誠實ト親切ヲ旨トスルヤウ指導スルコト。
要之、諸事窮乏ナル戰時下ニ於テハ國民ノ神經ハ徒ラニ刺激サレ易ク、
人心ハ動モスレバ險悪化シ、些細ノコトニモ感情ヲ激越ナラシメ、往々
不測ノ事端ヲ醸シ易キ候レアリ。
斯ノ如キ環境ニ於テ人心ヲ和ラシ、生活ヲ潤滑ナラシムルハ國民相互
ノ間ニ於ケル親切心ノ流露ニ外ナラズ。
親切心ノ涵養ニヨリテ、戰時下無用ノ感情的相剋ヲ除キ、人心ノ和ヲ
完ラシテ戰時生活ノ潤滑潤滑化ニ努ムルコト。

個人主義的傾向ノ是正

戰時下國民生活ヲ明朗潤滑ナラシムルタメニハ、國民が眞ニ同生共死
ノ境涯ニ立テ、スベテノ人間が赤裸ノ感情ニナリ切ワテ爾爾ト良心ヲ
握守スルコトが肝要ナリ。
然ルニ今日ノ実情ハ戰時下國民生活が漸次ニ重層ヲ蒙リツウアキニモ

不拘、未ダ尚個人的ノ優待ヲ得テ、最ト共ニ環蓋ヲ共ニマシ氣風纏ク、
加重シテ生若上ノ塵土ヲ自家自身ノミ輕微ナラフコトヲ求ムル傾向ナ
リ。
斯ノ如キ個人主義的傾向ハ國民ノ上層ニ生シ、特權ヲ享受スルコト厚キ
人々ノ間ニ盛々多ク見ラレ、ハ激激ニ絶エズ。要ニ一部ノ指導層ニ言
信ナキ行動ヲ為ス者アル結果、國民ノ間ニ相互信頼ノ念ヲ縛ラセ、所謂
「要領ヨキ者」が常ニ勝リ倒シ正直者が必ズ再版ヲ見ル「傾向」モセナシト
セズ。茲ニ於テ國民ハ益々個人的ナルカ散ヲ開キ、自他ヲ勢ヒ示明潤
ニ陥ラシムル候ヒアリ。
仍テ、斯際斯ノ如キ個人主義的傾向ヲ是正シ、國民が眞ニ同甘共苦、
相互ノ障礙ヲ撤シテ親和信頼ノ合フ氣運ノ積極的醸成ニ努ムルコト。
特ニ、斯頃ニ於テ上層指導ノ地位ニ在ル者ハ率先シテ至誠ノ事業ヲ
示スト共ニ、社会ノ各方面ニ於テ大ニ信實必罰ノ風ヲ勵行シ、若クモ國
民ヲシテ其ノ的歸スル所ニ望シマシメ、失望感ヲ増大セシムルカ如キコ
トナラセヤウ留意スルコト。

国民士氣ノ積極的作興

戦時下ニ於テ国民ノ士氣ヲ積極的ニ昂揚シ、其ノ發奮ナル生陸意欲ヲ鼓舞スルタメニ、文學、美術、音楽、演劇、映画、舞踊、運動等ヲ

文化厚生手段ヲ最モ有效ニ利用スルコト。特ニ、之等ノ文化厚生的手段ヲ集團活動、団体行動ヲ通ジテ発揚スルコトハ最大ノ效果アリ。

例ハ、音楽ニ就テハ、全團ノ町内、部落毎ニ鼓笛隊、喇叭隊等ノ如キ音楽組織ヲ編成シ、之ヲ中心トシテ全町村民ヲ和衆ノ裡ニ自ラ一鼓團結、共同進歩ノ精神ヲ養成セシムルコト。

学校、工場、会社、其他ノ団体ニ於テモ、テキ得ル限り必ク同様ノ音楽組織ヲ設ケ、又テ全員士氣ノ昂揚、團結ノ中心トシテシムルコト。學生々使、工場従業員、其他各種団体ノ行進等ノ場合常ニ樂隊ヲ先頭トシテ歩武豊々ノ行進ヲ実行シ、国民ノ士氣ヲ鼓舞スルコト。

一五

音楽行進ニハ特ニ勇壯ナル太鼓ノ使用ヲ獎勵スルコト。

蓋シ、折衝ノ音楽行進ハ行進者ノ元氣ト希望ヲ自ラ旺盛ナラシムルト共ニ之ヲ觀ル者ヲシテ奮シク明朗ナラシムルニ至大ノ效果アリ。

獨リ音楽ノミナラズ、文學、美術其他ノ文化的諸手段ニ就テモ、之ヲ個人的ナル諸団ノ手段トシラシメズ、国民全体ヲ共ニ一団トシテ之ヲ樂シム保ルカ如キ活用ノ才途ヲ講ジ、之ヲ戦時下ニ於ケル国民強カ涵養ノ源泉トシテ有效ニ利用スルコト。

一六

(第二) 戦時下ニ於ケル學生々々之ノ指導

學生々々之ノ指導ニ関シテ戦時下ニ於テハ學生ノ社会生活ノ近時各學校ニ於テ學生報國団乃至學生報國隊ノ結成ヲ見、學生指導ノ形體ハ漸ク具ハリツ、アルモ實質的ナル指導ハ未ダ充分ニ徹底シ居ラズ。

茲ニ、社会生活ニ於ケル學生団体ノ活動ニハ現在尙若ク思ルニ足ルモノナシ。

其ノ原因ハ主トシテ指導ノ目標が明示サレサル所ニ在リ、仍テ實際、學生指導ニ関シテ確カキ基準ヲ示ス生徒指導ノ実践要綱ヲ作ルコト。

次ニ、青年學校が校外ニ於テ社会的活動ヲ展開スル時、当然ノ交際ヲ生ズベキハ勤勞青年ノ生活ナリ。

然ルニ、現存ハ青年學校ト勤勞青年団トノ關係ハ甚ク明瞭ヲ缺ク状態ノ儘ニ放置サレ居リ。青年學校ト勤勞青年トハ其ノ共ニ青年タルノ

一七

立場ニ於テ近親性相似性ヲ有スルモ、現在、中等學校以上ニ組織サレ居ル學生報國団ト青少年団トノ間ニハ何等ノ連絡提携ヲモ有セズ。青少年団ハ本來學校ノ組織トハ別個ノモノ、如ク看做サレ居ルモ、實際上ニハ少年団ハ國民學校ノ教師ニヨツテ其ノ指導ヲ擔當サレ、青年団モ青年學校ノ既ニ義務制トナレル今日ニ於テハ、之ト無關係タルヲ得ル事情ニ在リ。

一八

茲ニ指導士ニモ困難ナル問題ヲ生ジ来ル所以ニシテ、殊ニ勤勞青年ニ對シテハ同一ノ青年が青年學校、青年団、庶務青年隊ノ如キ學校、地域職感ノ三種ヨリ同時指導サルコトナリ、從テ指導ニ統一ヲ缺キ、效果ヲ不徹底ナラシムル憾ミ少ナシトセズ。

仍テ實際、青年學校ノ組織ト勤勞青少年団トノ關係ヲ明確ニシ、青年トシテハ共通ノ立場ニ於テ社会生活上兩者ノ精神的交流ヲ図ルコト。

校外ニ於ケル學生々々之ノ指導ニ當ツテハ特ニ學生ノ自治的團結ヲ奨励シ、之がタメニハ學生々々之ノ隣組制度ノ如キヲ考慮スルコト。

(一) 青年ニ共通ナル生徒指導組織ノ確立

大日本青少年団ヲ学校及ビ職場外ニ於ケル青年ノ國民生活指導組織トシテ、中等学校以上ノ學生々徒ヲビ、之ノ團員ニ加入シ、青年學徒ト勸勞青年トノ提携ヲ緊密ニシ、共通ノ青年運動ヲ發力ニ展開セシムルコト。

青少年團ノ指導ハ学校職員ノ守ヲ離レ、青年自ラノ力ニヨリテ運動ノ目的ヲ達成セシムルヲ青年ヲ訓練スルコト。之ガタメニ、運動ノ推進カレナル指導的人物ノ選定ト録取ニ力ヲ注グ必要アリ。

少年團ノ指導者トシテハ特ニ中等学校以上ノ學生々徒ヲ選ブテ以テ適當トスベシ。

(三) 國民行事ニ對スル參加

青年學徒ト勸勞青年トノ協心戮力ヲ因ルタメニハ兩者ヲ國民行事ニ協同參加セシムルヲ最モ望ムルコトカ最モ有效ナリ。之ガタメニハ國民行事ヲ以テ眞ニ國民文化ノ宣揚ト國民生活ノ刷新トニ資スル内容ノモノヲラシムルコト。

(四) 學生々徒ノ積極的ナル社會生活參加

従来ノ如ク學生々徒ヲ社會生活ノ團外ニ置クカ如キ傾向ヲ改メ、寧ロ積極的ニ學生々徒ヲ以テ公民道德ノ實踐指導ニ當ラシムルコト。斯等ニヨリテ、學生ヲ以テ眞ニ學生トシテ之ヲ矜持ヲ持タシメ、恰モ主人ノ尊嚴ニ對スル如ク、學生ハ其ノ制服ニ對スル對面ヲ望ムコト、學生ノ社會生活ニ關シテハ相互ニ學友精神ヲ以テ相成メ、一般公眾ニ對シテ之に従テノ傍觀的態度ヲ捨テ、公民道德ノ實踐ニ率先躬行セシムルニ至ルハシ。

之ガタメニ學生ヲ主体トスル文化団体ヲ結成セシムルヲ其ノ実行運動ニ當ラシムルコトモ必要ナルベシ。

(四) 戰時下生産及ビ文化面ニ對スル學生々徒ノ協力

学校種別、學科、種類ニ應ジテ學生々徒ノ専門的教養ノ活用ニ着眼シ、

之専ノ學生々徒ヲ政府下ノ生産及文化部由ノ活動ニ協力セシムルコト
斯ノ協力ニ當リテハ各種ノ地域、職域団体殊ニ學術研究団体、文化団体
トノ連絡ナル機構カ必要ナルコト。
斯ノ事ニヨリテ佐未ノ実習ヤ勤務奉仕ヨリモ一層有效ニ生産及文化
ノ方面ニ學生々徒ノ能力ヲ活用シ得ルコト共ニ、才賦宜シキヲ得レバ之
ヲ面シテ學生々徒ニ対スル生活指導ノ意義ヲモ併セテ有セシムルコトヲ
得ハシ。

(五) 學校ニ於ケル生活文化ノ昂揚

専門學校以上ノ學生ニ對シテハ全寮制度ノ実行ヲ理想トスルモ、昔而
ノ対策トシテハ少ナクトモ下宿生活ヲナセル者ヲ全テ學生寮ニ入レ、規
律ト節度ノアル生活ヲ望マシメ、學校ニハ食堂、集會場其ノ他ノ文化
施設ヲ完備シ學生ヲシテ學内ニ於ケル生活文化ヲ享受セシムルコト。
蓋シテ學校が單ナル講義室ノ集會場ニ過ギザル場合ハ、學内生活ノ
休息ヲ缺キ學生ノ生活ニ趣潤ナル情味ヲ與フルコト不可能ニシテ茲ニ充

サレ得ヌ感情ヲ抱ク學生ハ勢ヒ街頭ニ不健全ナル娛樂場ヲ追求スルコ
ト、ナリ、學生ノ生活ハ低下スベシ。
學生ノ生活ヲ高ムルコトハ學校ニ於ケル生活訓練ノ主要ナル目的ト云
フヤク、之ノ方法トシテハ學内ニ於ケル生活文化ヲ昂揚シ、學生ノ教育
環境ヲシテ自ら豊潤ナル文化の雰囲気ヲ以テ充實セシムルコトが特ニ必
要ナリ。

(六) 學生々徒ノ隣組制度ノ確立

今日、學生々徒ノ生活ニ亂ハレル脆弱ノ性格ハ、其ノ學校ニ於ケル生
活ノ基準が數十人数百人ト云フカ如キ多人數ヲ單位トスル學級ノ上ニ環
然置カレ居ル機構ノ缺陷ニ依ル所少ナカラザル莫ニ勉ミ、茲ニ隣組ノ精
神ニ則リ、全テ學級ヲ五ノ十人ヲ一団トスル學生隣組ニ分テ、各組ニ組
長ヲ置キ、組員一救協力シテ、相互扶助、切磋琢磨ノ実ヲ奉テ、更ニ各
組相倚リ相扶クルコトニヨリテ、各學級全体ノ學生々徒ヲ豊實ナラシム
ルト共ニ、學風士氣ノ昂揚ヲ圖ルコト。

更ニ、斯ノ学生隣組ノ運営ヲ内情ニシ、其ノ達成ノ目的ヲ一層有カニ
達成スルタメニ、組長等ノ教育ヲ定メ、教員ハ親ガ子ニ対スルノ情ヲ以
テ家庭内情願的ナル教導訓育ニ努ムルコト
学生隣組ノ制度ハ各学校ノ特性ニ應ジテ夫々獨自ノ特色ヲ發揮セシ
ムルヤツ指導スルコト

(四) 半島学生ニ対スル指導

半島学生ニ対スル生活訓練ニ就テハ特ニ皇國民トシテノ鍛成ニ力ヲ注
ギ、権威アル指導機関ヲ設ケテ彼等ノ指導ニ當レンノ、学校ト緊密ナル
連絡ヲ以テ、社会生活ニ於ケル半島人学生ノ指導組織ヲ確立スルコト

(第三)

勤勞文化ノ鄂揚

一、生産増強上工場ニ對シテ実施スベキ文化上措置施設ノ

生産増強上ニ考慮スベキ勤勞文化ノ問題ハ労働力及ヒ生活カヲ如何ニシテ確保スルカノ方策ニ在リ。而シテ、斯ノ問題ハ單ニ勤勞者ノ工場生活ニ於テノミ解決サレ得ルモノニ非ズシテ、之ト隣肉スル家庭生活並ニ社会生活ノ面ニ於テモ有シク問題解決ノ方策ヲ講ヌベキコト。乃チ、斯ノ問題ハ工場ヲ中心トスル都市生活ノ問題ニシテ、工場ノミヲ更ニ廣汎ナル背景ニ亘リ、工業都市計画ノ立場カラノ解決ヲ図ルベキコト。

(一) 工業都市計画ノ実行

工場ヲ中心トスル勤勞生活ニ對シ、國家ニヨル都市計画、國土計画ヲ実行シ、地域、職域ヲ一貫スル國民學生文化事業ノ立場ヨリ、従末個々ノ工場が経営セル工場福利施設等ノ総合的合理的運用ヲ図ルコト。

二五

二六

(二) 保育所ノ設置

保育所ハ簡易ナルモノヲ可成多數設置スルコト。地域、職域ヲ一体化スル工業都市計画ノ採施セラレル場合ハ保育施設ノ如キモ必シモ之ヲ工場内ニ設置スルヲ要セザルモ婦人労働者ノ夕ノニ乳兒保育ノ必要ナル場合ハ工場内ニ設置スルヲ便宜トスベシ。禁煙住宅ガ營造サル、場合ハ、之ニ必ズ簡易保育所ヲ附設スルヤウ住宅管團等ニ於テモ計画ヲ樹テルコトが必要ナルコト。

(三) 温泉ノ利用厚生

湯養軍人ノ為メ治療トシテ採ニ産業戦士ノ保養ノ夕メニ温泉地ノ利用法ヲ一層積極的ニ考究実施スルコト。之ガ夕メニ温泉地ノ遊樂化ヲ排シ、之ヲ健全ナル湯浴場化スルコト。

(四) 青少年工ノ不良化防止

最近喧傳サル、青少年工ノ不良化防止ニ就キテモ假令工場内ニ厚生文化施設ヲ如何ニ設ケルモ、街頭ニ於ケル娯樂施設ノ健全化セラレザル限

リ、之等青少年エテ誘惑ノ手ヨリ救フコトハ蓋シ困難ナリ。
独リ勤勞青少年ノ不良化防止策トシテノミナラズ、之ク労働力保全ノ
方法トシテ街頭娯樂ノ健全化ヲ図ルコト。

(四) 結婚相談機関ノ設置

勤勞青年ニ対スル結婚政策トシテ結婚ノ奨励及ヒ指導ヲナス結婚相談
機関ヲ設ケルコト。

(五) 住宅問題ノ解決

勤勞青年ニ対スル結婚ノ奨励ト共ニ住宅問題ノ解決ヲ図ルコト。

(六) 家庭ニ於ケル生活文化ノ昂揚

勤勞者ニ対シテ現下事情ノ許ス限リ日常生活必需物資ノ特配ヲ行ヒ、
家庭生活ニ文化的潤ヲ與ヘ、努メテ其ノ生活文化ノ昂揚ヲ図ルコト。

(七) 栄養ノ確保

工場及ビ寄宿舎ノ共同炊事ハ事業場ノ直營トナシ、栄養士ノ企画ニヨ
ツテ労働者ノ栄養確保ニ努ムルコト。
特ニ、發育盛リノ青少年労働者ヲ收容セル寄宿舎ニ於テハ、軍隊ニ於
ケル酒保ノ如キ設備ヲ設ケ嗜好品ノ特配ト兼賣ヲ行フコト。

(八) 診療所ノ充実、轉地保養ノ施設

診療所ノ医師、保健婦等ノ増員ヲ図リ、特ニ結核、性病ノ豫防ニ努ム
ルコト。
労働者ノ轉地保養ノためニハ、現在資材其ノ他ノ關係ヨリシテ保養所
ノ新設ハ困難ナルヲ以テ、其ノ土地ノ旅館又ハ別荘等ヲ適宜買収利用ス
ルコト。

(九) 労働管理ノ改善

労働者ヲ快適ノ心理状態ニ於テ作業セシムル爲ニ、労働管理ニ教育的
文化性ヲ持ツシムルコト。之カためニ職場ニ在ケル技能訓練カ真ニ教育
的態度ヲ以テ行ハレ、工場生活カ敬愛ノ心ヲ以テ結バレルタル教育組織ニ

ヨツテ指導ナル、ヤウ努ムルコト。更ニ、職場ト青年学校、技能者養成所、寄宿舎等ト、尚ニ緊密ナル教育的联系ヲ保ツコト。

(四) 青年学校ノ教育

青年学校ノ教育ハ一般的文化的教養ニ重キヲ置キ、教材トシテハ文化映画ノ如キモノ、利用ニ努メ、体育指導、音楽指導、讀書指導等ニモ力ヲ用ヒ、青年学校ニ在テハ特ニ之等ノ設備ヲ整備スルコト。更ニ青少年ニ對シテハ寄宿舎ニ在テハ生活指導ノ重要ナルヲ以テ、寄宿舎生活ニ教育的文化性ヲ持ツセ、養成ノ觀察主ト教養アル寮母ヲ置キ寮友精神ノ涵養ト生活文化ノ教養トニ努ムルコト。

(五) 工場藝術運動ノ促進

工場生活ニ在テモ生活文化ノ教養ヲ高ムルコトハ必要ニシテ、機械ノ表現スル造形美、作業ノ表現スルカ勒美ニ對スル鑑賞力、養成ハ、任務ノ完遂ニ對シ歡喜ニ充チタル生命カヲ感得セシムルモノナルヲ以テ、繪画、彫刻、映画、演劇等ヲ通テテ勤勞者ノ生活文化意識ノ宣揚ニ努ムルニカ

工場藝術運動ヲ促進スルコトハ生産増強ノタメノ勤勞文化運動トシテ蓋シ有効ナルベシ。

二、生産増強上炭礦鉦山ニ對シテ實施スベキ文化上ノ措置施設

急激ナル増産対策ノ結果トシテ鉦山ノ衣食住設備、訓練、衛生、保安、娯樂施設ノ極度ニ劃一綜合性ヲ得アルコトハ一面定ニ止ムヲ得ザル處ナルモ鉦山ハソノ事業ノ性上多ク工場ト異リ、概ネ且鄙ナル處ニ所在シ、隣接市町村等ノ文化施設ノ恩澤ニ浴スルコトヲ得ズ、免モスレハ事業自体が無味乾燥トナル嫌ヒナキニ非ズ。思想対策上ヨリモ不断ノ考慮ヲ拂フ必要アルコト。殊ニ炭山ニ在テハ五大重要産業中ノ更ニ基礎産業トモ稱スベク出炭量ノ増減ハ直接戦力ニ影響スル處大ナルヲ以テ全炭山従業員ニ與ニ日本人トシテノ精神的訓練ヲ施シ、炭山ヲ單ナル石炭増産場ナラズ、眞ニ家族のナル環境ノ觀念ニ了ラシメスコト一山一家ノ精神ヲ鼓吹シ、眞ニ家族的ナル環境ノ雰囲気ヲ通シテ従業員ニ固陋トシテノ責任感ヲ強化シ、増産ニ致シ、アル其ノ日常ノ生活ノ改善ニ有意義ナルコトヲ自覺セシムルコト。

(一) 現場責任者ノ永年勤續制ノ確立

現場責任者ノ頻繁ナル更迭ヲ避クルコト。
茲長、勞務課長等ノ同一箇所ニ永年勤続セル山程成績等リツ、アリ、
此等ノ人ニ對シテ職場ハツノ盛トシ、地位又ヲ引上グルコト。

(四) 社宅ニ於ケル神棚、俾壇ノ設備ノ設備ヲ経営者ニテ施設スルコト。
各勞務者社宅ニ神棚、俾壇ノ設備ヲ経営者ニテ施設スルコト。

(三) 合宿青年ニ對スル指導

独身合宿所ニ於テハ今日一部ニ於テ既ニ実行セル如ク毎朝仕事始メニ
各自改和ノ方角ニ向ツテ禮拝セシメ居常「家」ヲ忘レザルヤウ指導スル
コト。

(四) 國家的權威アル褒賞制度ノ確立
従業員間ニ熾烈ナル希望アルニ鑑ミ現在ノ褒賞制度ヲ更ニ一段ト國家
的權威アル制度ヲラシムルコト。

(四) 医師其ノ他職員ノ地位ノ安定確保

鉦山ノ醫師其ノ他附屬設備ノ職員等ハ概テ其ノ山限リニ屬シ轉勤等ノ
制度ナク昇進等モ殆ンドナキタリ研究向上ノ精神ニ乏シク、曠ノ良ギモ
ハ迷ナル傾向アリ。鉦山所屬ノ醫師其ノ他附屬設備ノ職員等ノ地位ヲ
安定確保スルコト。

(四) 賃金制度ノ改革

従業員カ安ンジテ其ノ就業スル炭^山ニ定着シ得ルカ如何ノ合理的賃
銀制度ヲ確立スルコト。事情ノ許ス範圍ニ於テ、現行ノ日給、譲渡賃銀
制ヲ月給制ニ改ムルコトモ一法ナルベシ。賃銀制度ノ改革ニ當リテハ從
業員ノ家庭事情ヲ重ンジ、且ツ其ノ老後ノ生活ヲモ考慮シテ合理的ニ之
ヲ行フコト。

(七) 映画ニヨル慰勞ト指導

最新ノニニトス映画ノ上映ヲ因リ山里離レタ全従業員ニ時局ヲ認識セ
シムルコト。同時ニ秀レタル文化(解説)映画ノ上映モ亦必要ナリ。炭

山ノ従業員中ニハ自己ノ生産セル物資ガ如何ナル國家的役割ヲ果シツ、アルカ知ラザル者サヘアリ。仍テ例ヘバ

(1) 九州、北海道ノ原料炭カ化学工業(軍需品)ニ使用サレツ、アル状況

(2) 北海道ノ瓦斯発生炉用炭カ大都市ノ瓦斯トナリ、工業ニ炊事ニ貢

献シツ、アル現状
等ヲ映画化シ、増産ノ意義重要性ヲ了得セシムルコト。

(3) 素人演劇ノ奨励指導
従業員ノ間ニ素人演劇團ヲ組織セシメ、銚山内ニ在ケル集團和衆ノ模

会ヲラシメ共ノ生活ノ明朗化ニ資スルコト。素人演劇ニ関スル指導者ハ

例ヘバ大政翼賛会等ニ於テ幹旋派遣シ之ノ健全ナル成長ニ極力盡カスル

コト。
(4) 保養所ノ設置
最寄温泉地又ハ景勝ノ地ニ、従業員保健上及ヒ病後、負傷後ノ保養ヲ

ナサシムル施設ヲ設ケルコト

(5) 半島人ニ対スル施設
半島音楽、演藝、祭禮等ニシテ公安良俗ニ交セズ内鮮融和ニ無害ナル

モノハ之ノ移入ヲ認め、半島労働者ノ慰安ヲ図ルコト。

三、生産増強上農村ニ対シテ実施スベキ文化上ノ措置施設
都市民カ其ノ日常生活ニ於テ容易ニ享受シ得ル新聞、ラジオ、蓄音器

映画等ノ近代的文化手段ニヨリ利便ノ如キモ農村ニ於テハ之等ノ惠澤ニ

及スルコト極メテ薄シ。従テ、之等近代文化ノ恩恵ヲ感受スル程度モ都

市生活ニ比シテ遙クニ強ク、之等文化手段カ農民層ニ與フル影響カモ亦

絶大ナルモノアリ。就中、映画ノ如キ都市ニ於テハ單ナル遊楽ノ具ニ過

ギザル場合多キモ、日常ニ接スルコト稀ナル僻遠農村ノ人々ニトリテ

ハ莫ニ「生命ノ糧」トシテノ重要性ヲ有ス。仍テ、之等近代文化手段ノ

利用ヲ広く農村ニ普及シ之ニヨツテ、農民文化ノ昂揚ニ資スルハ極メ

テ所要ナルコトナリ。

更ニ、之等近代文化ノ利用ノミナラズ、古来農村ノ傳統の藝術ニミテ今日ノ時勢下動モスレバ廢絶ニ歸セムトスルモノ、中、農村ノ文化性ヲ維持シ、農民生活ノ明朗化ニ致立テ得ルモノハ努メテ其ノ指導復活ヲ図ルコト。

其ノ他、生産農民カ勤勞ノ閑暇ニ娛ニミ得ルカ如キ文学、造形美術等ノ製作ヲ奨励スル等、諸種ノ手段ヲ講ジテ彼自ノ風格ヲ有スル農民文化ノ昂揚ニ努メ、農村生活ノ内容ヲ豊富ナラシメ以テ生産増強ノ根元活力ヲ培養スルコト。

(一) 近代的文化手段ノ利用ニヨル農民文化ノ昂揚

新聞、ラジオ、レコード等近代的文化手段ノ恩恵ヲアキ得ル限リ広汎ノ農民層ニ及ホシ得ル方策ヲ講ジ、之等ノ活用ニヨル農民文化ノ昂揚ヲ図ルコト。

(二) 農民ニ対スル映画工作

映画ノ農民層ニ興フル特ニ大ナル感化影響力ニ鑑ミ、現行ノ如キ都市

三六

偏重ノ映画上映方法ヲ改革シテ都市ヲ通ジテ公平内着ナル映画配給ノ経路ヲ確立スルト共ニ、移動映画隊ノ組織ヲ充實シ、農村ニ対スル之ノ巡回回数ヲ増加シ、以テ生鮮発刺タル映画ヲ農民ノ間ニ提供シ、従来文化的ニ恵マレザリシ大多数農民ノ士氣ヲ映画ノ力ヲ通ジテ昂揚激励スルコト。

農村ノ特殊性ト農民心情ノ微妙ニ觸レ其ノ心琴ニ訴フル適切ナル農村向映画ヲ製作スルコト。

特ニ、現下ノ時局ニ直面シテ戦フ農村ノ使命、農民ノ地位、戦争ト食糧トノ關係、食糧増産ノ重大性等ヲ明確ニ描出スル映画ヲ製作シ、之ニヨリテ農民ノ挺身奮起ヲ促スコトハ、一面農民文化ノ昂揚ニ資スルト共ニ他面増産ノ目的ヲ達成シ得ル時宜適切ノ方策タルコトヲ確信ス。

(三) 和歌、俳句其ノ他文学ノ奨励

和歌、俳句其ノ他ノ文学ヲ農民ノ間ニ積極的ニ指導奨励スルコト。殊ニ和歌、俳句ノ如キ短詩形ハ、農民カ勤勞ノ閑暇ニ極メテ容易ニ娛ニミ得ル文学ナルヲ以テ益農民ノ間ニアキ得ル限リ之ノ普及ヲ図ルコト。

三五

四 高素ナル美術工藝品ノ製作奨励
木彫、人形、玩具、細工物等、農民カ勤勞ノ余暇ニ娛シミツ、行ヒ得ルカ如キ簡素ニシテ郷土性豊カナル美術工藝品ノ製作ヲ積極的ニ指導奨励スルコト

四 農村古来ノ藝能ノ復活
農村古来ノ藝能ニシテ衰絶セルモノ、又ハ廢絶ノ限レアルモノ、中間ハハ神樂、雛組(大小太鼓、鉦、笛)等ノ如キ農民和樂ノ中心タリ得ルモノ、指導復活ヲ図ルコト

四 農村ノ祭事、行事等ノ奨励
農事ニ關スル祭事、祀事ヲ初メ、農民ノ情緒ヲ豊クニ培フ傳統的年中行事ノ如キハ寧ロ積極的ニ奨励スルコト

四 「部落ノ家」ノ整備
全部落農民ノタメニ休養慰安娛樂等ノ中心場所トナリ、全部落民カ日

常ニ集ヒ且ツ領易ヲ寬ク得ルカ如キ「部落ノ家」ノ施設ヲ設ケルコト
斯ノ「部落ノ家」ハ全部落民カ集合会同スル親睦五親ノ場所タルハ勿論、時ニ部落青年子女ノ録成、講習等ノ会場トナリ、又農祭期ニハ共同炊事場、託児所ノ如キモノニモ利用ケレ、或ヒハ部落青年ノ休日、夜間等ニ於ケル憩ヒノ家トシテ清閑修養ノ場所トモナリ得ルカ如ク、莫ク用途ハ部落民ノ必要ニ應ジテ各方面ノ融通性ヲ存セシムルコト。時局下困難ナル資材關係ニ鑑ミ、「部落ノ家」ノ如キ新築ヲ要セス、物置、炊屋具ノ他部落内ノ古キ建物等ヲ改造シテ之ニ充ツルモ可ナリ。其ノ施設内容モ亦、部落民ノ創意ト工夫トニ俟テ、形式的虚飾ヲ排シテ飽適部落生活ト密着シタル實質本位ノモノヲラシムルコト

四 生産増強上、勤勞者ノタメニ映画ヲ活用スベキ事
社リ勤勞者ノミナラズ、國民一般ノ娛樂対象トシテ映画ノ占ムル地位ハ、鄙鄙ヲ通ジテ莫ニ圧倒的ナルモノアリ。斯ノ映画ノ重要性ニ鑑ミ、之ヲ一層活用シテ勤勞者ノ慰安向上ヲ図リ更ニ進ンテハ其ノ士氣ノ積極的昂揚ニ努メ、以テ生産増強ノ素地ヲ培養スルハ益メテ時宜ニ適切ナル方

據ト謂フベシ。

然ルニ映画界従来ノ状態ハ、常設館ノ如キモ多ク都市ニ偏在シ、盛大ナル觀客層モ主トシテ都市民ニ限ラレ、而モ直接ノ生産ニ携ハルコト少ナキ市民層ノ單ナル消閑娛樂ノ具ニ過ギザリシ傾向蓋シ濃厚ナルモノアリ。

更ニ、同じ勤勞者層ノ間ニ在リテモ、都市及ビ其ノ近接地ニ位置スル工場等ノ従業員ハ休日若クハ終業後ノ余暇等ニ於テ比較的容易ニ映画ニ親シミ得ル機会ニ恵マレ居ルニ對シ、農村又ハ僻遠ノ地ニ所在スル鉦山等ニ働ク人々ハ其ノ映画ニ對スル渴望ニモ不拘、居常映画ヲ觀ル機会ニ極メテ乏シ。

因テ、斯際従来ノ如キ映画ノ都市偏重性ヲ辨シ、同時ニ又、其ノ消費市民性ヲ改メ、新夕ニ生産増強ノ觀典ヨリ、都鄙ヲ通ジテ勤勞者層ガ本欲ニ直リ、映画ニ親シミ得ルカ如キ方策ヲ講ジ、映画ノ有スル慰安娛樂機能ヲ十全ニ發揮セシメ、以テ勤勞者ノ生産ニ對スル明日ノ活力養成ノ實據ヲラシムルコト。更ニ映画ヲ通ジ、映画ノ力ニ訴ヘテ積極的ニ勤勞者ノ士氣ヲ昂揚シ、其ノ生産意欲ノ遂ニキ展開ニ努ムルコトガ所要ナリ。

元

(一) 勤勞者本位ノ映画觀覽方法

現在時局ノ下ニ在テ、映画ノ燒付本數モ限定サレ、且ツ常設館數モ亦減少シ居ルヲ以テ映画館ハ概テ常ニ満員ノ状態ニ在リ。從テ、一般觀客ノ混雜ニ位シテ勤勞者層ガ映画ヲ見物セントスレバ、非常ナル努力カト時向ヲ費サザルヲ得ズ。斯ナル無駄ヲ省キ、居常生産ニ挺身スル勤勞者層ヲシテ、落着キタル氣分ノ裡ニ映画ヲ樂ニマシムルカ如キ觀覽ノ方法ヲ工夫スルコト。

(二) 巡回映画ノ充實ト活用

巡回映画隊ノ組織及ビ内容ヲ充實シ、特ニ其數ノ増加ヲ図リ、農山漁村或ヒハ僻遠地ノ鉦山等ニ至ルマテ限ナク巡回映画ヲ行ヒ、隔絶セル土地ニ平素文化ノ恩恵ニ浴スルコト少ナキ生活ヲ送りツ、アル勤勞者層ニ對シテモ十分ノ慰安ヲ與ヘ併セテ其ノ士氣昂揚ニ努ムルコト。

(三) 常設館ノ活用

巡回映画ハ、現状ニ鑑ミ、主トシテ農山漁村並ニ僻遠地ノ鉦山等ニ於

ケル勤労者ノ慰安娛樂ニ対スル渴望ヲ医スルタメニ活用スベキモノト思
料セラル。仍テ都市及其ノ近傍ニ於テハ勤労者ノタメニ常設館ノ活用ヲ
考慮スベキナリ。即チ、工場ノ休電日等ヲ利用シテ、附近ノ常設館ト連
絡ラトリ、従業員並ニ其ノ家族ヲミテ集團的ニ映画ヲ観覽セシムル如キ
方法ヲ講ズルコト。斯ノ場合、勤労者ノ映画観覽力ヲ昂ムル意味ニ注
例ヘバ大政翼賛会等ノ幹旋ニヨリ、適當ノ講師ヲ派遣シ、映画ニ対スル
解説等ヲ試ミ、映画ノ観覽ヲ單ナル慰安娛樂ノ機会ノミニ了ラシメズ、
更ニ勤労者ノ文化的救養ノ向上ニ資スルカ如キ才法ヲ講ズルコトモ亦一
法ナルベシ。

四 勤労者ヲ対象トスル映画ノ製作

従来勤労者層ト映画製作者トノ間ニハ殆ド何等ノ接觸モ無カリシタ
メ、映画ノ主題ハ勢ヒ都市ノ小市民層ヲ対象トシタルモノニ限ラレ、勤
労者ノ生活トハ比較的無縁ナル映画ノミガ多ク製作サレ来レリ。仍テ、
向後ニ於テハ勤労者ノ生活ヲ主題トシ、勤労者層ヲ対象トシタル映画ヲ
デキ得ル限り製作スルコト。之カタメニ、映画製作者ハ努メテ勤労者層

ト接觸シ、其ノ考ヘ方ヤ心理ヲ十分ニ理解スルコトガ必要ナリ。斯夫ヲ
考慮シテ、例ヘバ産業報國會、農業報國聯盟等團體ニ於テ、映画製作者
ト勤労者層トノ接觸ヲ居常密接ナラシメ得ルカ如キ機会若クハ組織ヲ作
ルコトヲ幹旋スルコト。

更ニ又、勤労者層カ現在如何ナル映画ヲ求メツ、アルカノ点ニツキ、
例ヘバ大政翼賛会等ニ於テ相当大規模ノ調査ヲ試ミ、映画ニ対スル勤労
者ノ要求ヲ如実正確ニ究ムルカ如キコトモ、生産増強上、勤労者ノタメ
ニ映画ヲ一層活用スベキ才法ヲ講ズル上ニ必要ナルベシ。

五 生産増強上、勤労者ノタメニ演劇ヲ活用スベキ才法

映画ト並ビ、演劇ノ國民娛樂乃至國民文化ノ上ニ占ムル重要ナル地位
モ亦等シク無視シ得ザルモノアリ。殊ニ、最近ノ時勢ニ於テ演劇ノ重要
性ハ社会的ニ頓ニ強調セラレ、彼リ國民一般ニ対スル宣傳啓蒙ノ機關ト
シテノミナラス、勤労者層ニ対シテハ直チニ明日ノ活動力ヲ培フ源泉ト
ナリ、生産増強上、必須緊要ノ意義ヲ帯アルモノトシテ、認識カ次チニ
昂マリツ、アリ。

仍テ、斯際映画ト共ニ演劇ノ一層活用ヲ図リ勤勞者ノ慰安向上ニ資ス。更ニ演劇ヲ通ジテ積極的ニ勤勞者ノ士氣昂揚ニ努ムルコト。

一) 常設劇場ノ活用

都市及其ノ近傍ノ勤勞者ノ夕メニ、興行中ノ一定日時又ハ期間ヲ限リ、所在ノ常設劇場ヲ開放シテ集團的ニ演劇ヲ觀覽セシムルカ如キ方策ヲ講マルコト。斯ノ場合、適當ナル講師ノ派遣等ニヨリテ、演劇ノ解説、觀劇ノ要領指導等ヲ行ヒ、勤勞者ノ演劇觀賞力ヲ昂ムルカ如キ措置ヲ試ミルコトハ映画ノ項ニ述ベタル所ト同様ナルコト。

二) 移動演劇ノ育成強化

都市ニ在ケル常設劇場ノ敷ハ、映画ノ常設館等ニ比ハルモ至ツテ少ク、從ツテ之ヲ勤勞者ノ夕メニ開放スルモ、觀劇ノ利便ヲ享受シ得ル者ハ若シクハ限定サル、嫌ヒアリ。斯處ニ鑑ミ、演劇ノ效果ヲ更ニ広汎ナル勤勞者層ニ及ホシ得ル方途トシテ移動演劇ノ充実、育成強化ヲ図ルコト。其ノ具體策ハ左ノ如シ。

四) 移動演劇ノ専屬、加盟劇團ノ増加ヲ図ルコト。今日、全國ノ農山漁村或ヒハ工場鉱山等、移動演劇ニ對スル需要ハ激増ノ一途ヲ辿リ、アルニ對シ、移動演劇聯盟所屬ノ演劇隊ハ専屬、加盟、參加各劇團ヲ合スルモ定テ寡々タル數ニシテ、如何ニ公衆回數ヲ昂ムルモ、全國勤勞者層ノ熱望ニ應ジ難キ実情ニ在リ。仍テ移動演劇運動ノ生産増強上ニ有スル重要使命ニ鑑ミ、能ク限リノ國家的助成ヲ與ヘ、専屬、加盟劇團ノ増加ヲ図ルコト。

四) 全劇壇ノ移動演劇ニ對スル協力態勢ヲ確立スルコト

今日、劇壇人ノ移動演劇ニ對スル認識ハ未ダ尙十分ナリト云フヲ得ズ。依然トシテ都市ノ消費市民層ニ對スル公演ヲ重視シ、移動演劇ノ如キニ對シテハ其ノ余カヲ割キ、單ナル御義理ノ程度ヲ以テ出演スルニ過ギズ。其ノ熱意ニ於テ甚ク缺クル所アリ。而モ、移動演劇聯盟が法人化サルノ公的性格ヲ帯ビ来レル現状ニ於テ、國家ノ要請ニ應ヘ、勤勞國民ノ熱望ニ基キ、移動演劇ノ正シキ發展ヲ促進スル夕メニハ、劇壇人モ、亦從來ノ如ク自由主義的商業主義的舊態ノ中ニ永ク閉籠リ居ルコトヲ許サルズ、移動演劇ニ對スル正当ノ認識ヲ体得シ、全劇壇ヲ打

ワテニ九トシテ、移動演劇ニ対スル勸力態勢ヲ確立スルコトヲ要ス

勤勞者観衆組織ノ確立ヲ函ルコト、蓋シ、國家ノ要請ニ應ジ、戦域奉公ニ挺身シツ、アル産業職士ニ対シテ、明白ハ、活カラ最ヒ得ル健全娯樂ヲ提供シ、娯樂ヲ通ジテ勤勞者ノ尚ニ堅實ナル思想ヲ培ヒ、其ノ士氣ノ昂揚ヲ期スル上ニ移動演劇ハ、其ノ藝術的機能ヲ最高度ニ發揮セザルベカラズ。然ルニ之ヲ演劇ノ提供者側ノ一才の犠牲ニ於テ繼續スルカ如ク從來ノ方法ニ於テハ到底永續セシムルヲ得ズ。

仍テ、政府ニ於テ移動演劇ニ對シ適切ナル助成ヲ行ヒ、移動演劇ノ正シキ國家的目的、高貴、藝術性ヲ保持セシムルニ努ムルト共ニ演劇ノ享受者側ヲ勤勞者ヲ対象トスル観衆動員組織ヲ確立シ演劇提供者側ノ犠牲ト負担ヲ可成軽減シ、最小限度ノ收支均等ヲ得シメ、移動演劇ニ挺身スル隊員ニ對シテモ希望アル生活ヲ営マシムルニ注ルマツ移動演劇ノ経済的自立性ヲ確保セシムルコト。

旅廻リ劇團ノ洗刷指導ヲ行フコト、専属加盟、参加各劇團ヲ總動員スルモ、現在ノ移動演劇ハ尙其ノ需要ニ應ズルコト困難ナル実情ニ在リ、斯實ニ鑑ミ、現在無統制ノ儘ニ放置カレ居ル結果、却ツテ移動演劇ノ正シキ發展ニ對スル障害ヲ成シツ、アル旅廻リ劇團ノ如キヲ洗刷指導シ寧ロ之ヲ移動演劇ノ一翼トシテ活動セシムルコト。斯ノ場合、興業者協会等ヲ動員シ、旅廻リ劇團ノ全國的調査ヲ行フコトヲ志スルニ要ナリ。

③ 素人演劇ノ再檢討トシテ正シキ指導

近時、工場鉱山或ヒハ農村等ニ於ケル素人演劇ハ漸次盛大ニ赴キ、各戦場ノ明朗化ニ大ナル貢獻ヲ成シツ、アルモ、素人演劇ニ對スル従来ノ指導理念カ定角理念ノ為、理念ニ了レル結果、素人演劇運動ノ現実ヲ遊離シ、同時ニ又、之ノ方面ニ適切ナル指導者ヲ缺ケルヲソ、折角興隆ノ機運ニ在ル素人演劇モ却ツテ其ノ方向ヲ誤マリ、過去ノ「村芝居」的悪弊ノ傾向ニ陥リ、國民演劇建設ノ一翼ヲ擔フベキ素人演劇ノ正シキ發展ニ少ナカラザル障害トナリツ、アリ。仍テ斯際素人演劇ニ對スル再檢討ヲ行ヒ其ノ正シキ方向ヘノ指導發展ヲ函ルコト、其ノ具体策ハ左ノ如シ。

由 具體的ニシテ實際的ナル素人演劇指導理念ヲ確立シ、素人演劇運動ノ正シキ發展ヲ促進スルコト

四 素人演劇ハ所謂集ヒテ指導ヲ基調トシ、常ニ集團和樂、集團訓練ヲ尚ヒ、之ヲ通ジテ演者觀者一體トナルコトニヨリテ演劇ノ向上ヲ期シ得ルモノナルコト。斯矣ヲ忘レテ技藝ノ末端ニ走ルカ如キハ明クニ素人演劇ノ邪道ナリ。

四 素人演劇ノ正シキ指導者ノ養成ハ、素人演劇ノ發展ハ、之ニ重要不可欠、役割ヲ擔フモノナルヲ以テ、指導者講習會等ヲ屢次附建シ、之ヲ養成ニ努力スルコト。指導者ノ選定ニ當リテハ特ニ留意シ、工場鉦山等ノ勞務担当者、農山項村ニ在ケル國民學校ノ教師又ハ翼實壯年團ノ幹部等、各職場ノ指導者ニシテ時局ヲ認識ニ徹底セル階層ノ中ヨリ選定シ、從來ノ如ク「芝居好き」ト言フカ如キ部類ノミヲ指導者トスルコトハ之ヲ嚴ニ戒シムルコト。

四 勤勞者演劇ニ對スル良キ脚本ノ提供
移動演劇、素人演劇等ヲ通ジテ其ノ發展ニ重大ノ要素トナルモノハ、脚本

本ナリ。斯矣ニ劇シテ漸次内容ノ立派ナル脚本ノ生マレツ、アルモ現状ハ尚脚本ノ著シク貧困ヲ免カレ得ザル実情ニ在リ。蓋シ、勤勞者演劇ニ對スル劇作家ノ協力ハ未ダ尙充分ナラズ、都市劇場公演ノ單ナル片手間仕事タルノ觀念ヲ脱却セザル尙多シ。仍テ實際劇作家ニ對シテ勤勞演劇ノ正シキ使命ト具ノ重要性ヲ認識セシメ、全劇作家ヲ動員シテ之ノ方面ニ對スル協力ノ態勢ヲ促進スルコトハ肝要ナリ。

四 觀劇方法ノ指導

演劇ガ單ナル娛樂ニ終始スルモノニ非ズ、特ニ勤勞者層ニ對シテハ直ニ明日ノ活動力ノ源泉トナリ、戦力増強上ニモ重大ナル役割ヲ負荷セラレ居ル現下ノ実状ニ在テ、其ノ使命ヲ十分發揮セシムル爲ニハ従末比較的ニ省ミラル、コト無カリシ、觀客層ニ對スル觀劇方法ノ指導ノ如キモ之ヲ忽セニスベカラズ。
仍テ、特ニ次ノ如キ 諸点ニ留意シ、演劇ノ戦力増強、生産増強上ニ課セラレタル使命ヲ十分ニ發揮セシメ、演劇ノ正シキ發展ニ努ムルコトヲ期ス。

④ 公衆道徳ノ昂揚
 ⑤ 演劇鑑賞ノ正シキ指導
 ⑥ 出演者ト観衆トノ融合親和
 ⑦ 政黨ノ融合和衆
 ⑧ 集團待避ノ訓練
 等ノ諸矣ニ留意シ、演劇ノ各地公演ニ際シテハ、主催地ノ指導者ト密接ナル連絡ヲ遂ゲ、積極的ニ観客層ニ対スル指導ヲ強化シ、演劇ヲ通ジテ國民ノ集團的行動ヲ陶冶シ、漸次斯ノ如キ訓練ヲ大都市ニ於ケル劇場ニマデ及ホスコトカ肝要ナリ。

四五

五〇



(第四) 帰還軍人並ニ傷疾軍人ニ対スル文化対策
帰還軍人(傷疾軍人ヲ包含ス)ニ対スル生活文化上ノ指導ハ原則トシ
テ帰還軍人ヲ主体トスル團體、例ヘバ文化奉公會ノ如キニ担當セシムル
コト。蓋シ、相共ニ戰場ヲ馳驅シタル經驗ヲ有シ、戰友道ニヨリテ結
レタル人々ヲ以テ組織サレタル團體ガ直接一般帰還軍人、傷疾軍人ニ呼
ビカクルコトハ多大ノ共感ト共鳴ヲ喚起シ、其ノ効果ハ他ノ如何ナル團
体ヲ以テスルヨリモ遙カニ優レタルモノアルベシ。
曠古ノ雄犬ナル規模ヲ以テ展開セラレツ、アル大東亞戰爭ノ結果、我
カ國ノ動員兵力ハ未曾有ノ大多数ニ上リ、近キ將來ニ於テ全國ノ青壯年
ハ大部分カ帰還軍人タルニ至ルベク、之等帰還軍人ノ言動コソハ眞ニ國
運ヲ左右スル重大性ヲ有シ、從ツテ之等ニ對スル指導ノ方法ヲ苟クモ誤
ル如キコトアラムカ、寧ニ由々シキ大事ト謂フベシ。
仍テ、帰還軍人、傷疾軍人ニ對シテ權成アル機関ノ下ニ適切ナル生活
上、文化上ノ指導ヲ行ヒ、其ノ思想ヲ堅確ナラシムルト共ニ戰友精神ニ
ヨリ相互ノ切磋琢磨ヲ通ジテ帰還軍人ノ魂ヲ一ツニ若ビ以テ戰時生活下
ニ在ケル國內親和團結ノ中核指導力ヲラシムルコト。

特ニ傷疾軍人ニ對シテハ慈惠的ナル取扱ヒ措置ヲ避ケ、傷疾軍人カ時
殊ノ地位環境ニ甘ヘルコトナク、絶望國民ノ一員トシテ自己ノ信念ト貴
任トニ於テ挺身奮起スルヤウ指導スルコト。一般國民ノ傷疾軍人ニ對ス
ル態度モ亦育シク誠實感謝ノ至情ヲ以テスベキハ勿論ナルモ、之ヲ遇ス
ルニ殊更別趣ノ取扱ヲ為シ、或ヒハ立入リタル世話干渉ニ過ヤ或ヒハ
又、恰モ難物ニ觸ル如キ態度ニ出ヅルカ如キハ却ツテ傷疾軍人ノ感情ニ
忠實ナル所以ニ非ズ。傷疾軍人カソノ所志ニ基キ自立独行ノ絶望モ明瞭
擲達ナル氣持ヲ以テ再起奉公ノ大道ヲ歩ミ向上ノ一途ヲ辿リ得ルヤウ、
傷疾軍人自身ノ奮起ヲ促スト共ニ一般國民モ亦側面ヨリ斯カル機運ノ瞭
成ニ努メ、自他相俟ツテ傷疾軍人ノ再起指導ニ遺憾ナキヲ期スルコト。

(四) 帰還軍人ニ對スル指導機関ノ強化
帰還軍人(傷疾軍人ヲ包含ス)ヲ以テ養成スル唯一ノ團體タル文化奉
公會ノ拡大強化ヲ図リ、帰還軍人全般ニ對スル有力ナル指導機関ヲラシ
ムルコト。

(二) 傷疾軍人ニ対スル指導

傷疾軍人ノ指導ニ當ツテハ特ニ帰還軍人ヲ中心トシテ其ノ振揚ヲ定ムルコト。現在ノ傷疾軍人援護ノ救慰ハ多クノ場合、傷疾軍人ノ心情トハ全ク無縁ナル人々ノ手ニヨリテ運営サル、結果、其ノ業務カ動モスレバ機械的業務的ニ流レ官僚化スル虞ヲ有シ、傷疾軍人ニ対スル親身ノ世話ニ於テ甚ク欠ケル所アリ。地方ニヨリテハ役所ノ片手向ノ如ク感ゼラル、向モ少ナカラス。傷疾軍人ノ心理ニ最モヨク通ジ、眞ニ心ヲ以テ心ニ觸レ得ル者ハ同ジク戦場ヲ馳驅シ来レル帰還軍人ナリ。仍テ、傷疾軍人ニ対スル指導機關ハ帰還軍人ヲ以テ主体トナシ、共通ノ戦場心理ノ体驗者ヲ以テ機微ニ觸トル指導ニ當ラシムルコト。

(三) 帰還軍人、傷疾軍人ノ精神的結合ノ強化

毎年一定ノ期日、初ハ陸海軍記念日等ニ於テ全国各町村毎ニ帰還軍人、傷疾軍人ヲ会司セシメ「戦死者ハ、誓ヒ、会」ヲ嚴肅ナル形式ヲ以テ行ヒ、戦死者ニ対スル慰靈ト共ニ戦死者ノ前ニ生還セル者ノ更ニ國家ヘ、忠勤ヲ励ム誓約ヲ為シ、斯ノ如キ誓ヒヲ通ジテ帰還軍人、傷疾軍人

ノ精神的結合ヲ強化スルコト。

(四) 傷疾軍人ニ対スル練成

神社、寺院等ノ施設ヲ利用シテ傷疾軍人ノタメニ身心練成ノ道場ヲ設ケルコト。傷疾軍人ノ練成ハ傷疾軍人ナルカ故ニ之ヲ甘ヤカスコトナク、寧ロ強スルカ故ニ鞭ツノ意味ニ於テ練成ノ効果ヲ擧グルコトニ努ムルコト。

(五) 傷疾軍人ノタメノ學究機關ノ特設

身体ノ自由ヲ缺クカタメ、定日定時ノ通學不能ナル傷疾軍人ニシテ而モ攻學ノ志望ニ燃ユル者ニ對シテハ符ニ之カタメニ適當ナル學究機關ヲ設ケ、其ノ熱望ヲ充テシ得ル方途ヲ講スルコト。或ハ又、傷疾軍人ノタメニ大學、專門學校等ノ講座ヲ開放スルモ可ナリ。

(六) 傷疾軍人ニ對スル文藝、美術、音楽等ノ指導ニ付キ、特ニ便宜ヲ與フ

ルコト。例へば、之ノ方面ニ於ケル講演會、講習會ヘノ優先參加、大學
専門學校講座ノ自由撤退等其ノ方途ハ多クアルベシ。蓋シ、藝術ニ親シ
ミ之ノ趣味ヲ解スルコトニヨリ、傷疾軍人ノ生活面ヲ豊カナラシメ、其
ノ感情ヲ明朗闊達ニ導クコトヲ得ヘシ。

(七) 國民運動ニ對スル歸還軍人、傷疾軍人ノ積極的參加
大政翼賛會、其ノ他ノ國民運動ノ分野並ニ公務ノ方面ニ於テ歸還軍人
傷疾軍人ヲ積極的ニ活用スルコト。

(八) 傷疾軍人中、胸部疾患者ニ對スル特別ノ施設

傷疾軍人中、胸部疾患者ノタメ、特別ノ施設ヲナスコト。例へば
治療所内ニ輕易ナル作業場ヲ設ケ、其ノ体力ニ應ジタル仕事ヲ爲サ
シムルコト。

(九) 療養所ヲ出デ、工場ニ勤務スル者ニ付テハ、特ニ工場ト連絡ヲトリ
其ノ十分ニ体力ノ回復ヲ免ルニ至ルマテ退勤ナル労働ヲナサシメザル
ヤウ配慮スルコト。従来ノ例ニ據レバ胸部疾患者ニ對シテハ工場ノ側

並

矣

ニ於テ備入ヲ拒否スル傾キアリ、又之ヲ備入ル、モ其ノ健康状態ヲ顧
慮スルコトナク、健康者ト全クナル過激ノ作業ニ從事セシメ、之カヲ
メニ再ヒ療養所ヘノ入前ヲ餘儀ナクサル、者モ少ナカラズ。其ノ現況
ハ寔ニ同情ニ堪ハサルモノアリ、
傷疾軍人中、胸部疾患者ハ壓倒的多数ヲ占メ、其ノ境遇ハ最も同情
ニ値ヒスルニモ不拘、業外ニ世人ノ耳目ニエラズ、胸部疾患者ニ對ス
ル一般ノ認識ヲ喚起シ、適切ノ施設措置ヲ講スルハ實ニ刻下ノ急務ナ
リ。

(第五) 戦時下ニ於ケル衣食住生活ノ指導

一、衣生活ニ対スル指導

衣服及ビ服飾ハ單ニ要スル國民文化ノ一節ヲ成スモノナルヲ以テ戰時下ニ於テ要請セラル、之ノ改善乃至節約ニ當リテモ常ニ國民文化トシテノ価値ヲ尊重スベク、斯美ヲ無現シタル改善ニ対シテハ充分ナル検討ヲ加ヘン。

戰時下諸事備素ヲ尚ヒ、衣生活ニ於テモ華美虚飾ヲ避ケ、又ニ節約ヲ旨トスベキハ勿論ナルモ、而モ不如意ノ裡ニシテ國民ノ歡喜ニ基クテ愈工夫ヲ餘地ヲ多大ニ存スルモノト謂フベク、戰時下ノ服飾ニ對スル指導ヲ單ニ其ノ場當リノ便宜主義ニ墮セシメズ、生活ノ必要ト共ニ國民文化ノ伝統ニ據ク思ヒテ救ヒ、生地材料等物産ノ不逞ハ益々文化性ノ昂揚ニシヨリテ之ヲ補フコト。

特ニ、戦時下ノ衣生活ニ於テハ其ノ精神美内面美ノ發揚ニ意ヲ用ヒル

ト。

今日、國民が常用スル衣服ハ和服、洋服ノニ系統ニ大別サル。和服ノ現在形式ハ江戸時代ノ町人服ヲ基礎トシ變遷ナル所ニ特長ヲ有スレドモ活動ニ適ヒズ戰時下ノ衣服トシテハ寧ロ不便ナル矣カラズ。洋服ハ西歐ニ於ケル椅子卓子ノ生活ヲ基トシテ發達シタルモノニシテ、代々國ノ風土氣候、國民的慣習、住宅形式等ニ對シテハ適合ヒガレ所多シ。

和服、洋服夫々ニ特長ヲ有シ、而モ兩者、特徴タレヤ群ニ相交スル矣ニ在リ。戦時下衣服ノ改善合理化ヲ圖ルニ當リテハ、斯美ヲ第一トシテ、兩者、形式ヲ殊更折衷セシムルカ如キコトナク、寧ロ和服ハ和服、洋服ハ洋服トシテ夫々ノ特長ヲ生カシ、本来ノ形式ニ則リツ、其ノ基礎ノ上ニ改善ノ方向ヲ見出スコト。

二、和服ノ改善

和服ノ改善ハ、身体行動ヲ自由ニシテ活動ニ適セシムルコト、氣内其

他ノ荒天等ニ際シテモ使用ニ不便ナカラシムルコト、労働其ノ他凡ソ
 労働ニ耐フベキ生地ノ使用ヲ行ハシムルコト等ニ主眼ヲ置キ、江戸時
 代ノ町人服ヨリ寧ロ鎌倉町時代ノ庶民服ヲ参考トシ、之ノ方向ニ於テ
 改善ヲ圖ルコト。其ノ具持録ハ例ヘバ左ノ如シ。
 (イ) 和服ノ袖ヲ男子ニ於テハ五筒袖、女子ニ於テハ三線袖トシ、袂ノ長
 サヲ極短ニ制限スルコト。
 (ロ) 帯ハ女子ノ場合所謂御太敷結ビヲ改メ、結ビ切リトシ、其ノ長サヲ
 短縮スルコト、高帯幅モ狭ク短縮スルコト。之ニヨリテ織維材料ノ
 節約ニ貢献スルコト。
 (ハ) 男子女子ヲ通ジテ羽織ハ現在ノ長サヲ短縮シ、洋服上着ノ袖々長キ
 程トスルコト。之ニヨリテ織維ノ節約ヲ実現スルコト。
 (ニ) 運動スル際ハ「モンヤ」ヲ使用セシムルコト。
 男子ノ袴ヲ改造シテ其ノ下端ヲ捲リ「モンヤ」ニ合順ノ使用ニ適センハ
 ルコトモ方算ナルベシ。斯長ニ関シテハ足利堅土時代ノ服装ヲ参考
 トナルコト。
 (ホ) 労働用服装ニ就テハ特別堅牢ナル労働用生地ノ生産ヲ奨励シ一級ニ
 之ヲ利用セシムルコト。生地ハ木綿、麻、羅紗等ノ支織ノ外、南方
 植物纖維等ノ使用等ヲモ工夫スルコト。又用織維ヲ以テスルモノモ
 莫嘗使用シテ堅牢ナルモノヲ生産セシムルコト。
 (ヘ) 職群下ノ衣生活ニ於テハ飽益モ新規購入ヲヨル消費ヲ防止スベキ理
 前ニヨリ衣服ノ改造ハ当然手持品ノ改造ヲ主眼トシ、デキ得ル限りノ
 補修ヲ加ヘテ使用ヲ永續スルコトヲ必要トス。
 衣服ノ改造ハ勞メラ之ヲ便宜ニ於テナシ得ルヤツニ指導シ、之等改造
 が仕立業ノ仕事トナルコトハ極力避クルコト。
 同時ニ、之等ノ改造及ビ日常使用ニ於ケル補修ヲ充分ナラシムルタメ
 現行ノ衣料切符制度ヲ改革シテ衣料切符、切符枚数ヲ本締紐系ノ購入ニ
 取用スルヲ許可シ得ルカ如キ措置ヲ講カスルコト。
 特ニ、労働者ノ場合ニ於テ夏モ毛織トスルハ股引、ズボン、足袋、
 上衣、レマツ等ノ補綴務需用本締紐系ノ入手困難ナルコトニシテ労働
 ノ性質ニヨリテハ殆ンド毎日補修ヲ要スルモノモアリ。之等ノ何
 ニ対シテハ事情ノ許ス限り本締紐系(麻糸ニテモ可)購入ノ機会ヲ多ク
 與フベシ。

(ト) 戦時下衣類服飾、華美ニ思ヒテ排シ、又劣メテ新調ヲ避ケ、消費ヲ少ナクシ、極力纖維材料ノ節約ヲ図ルベキハ勿論ナルモ、古来服飾ニ伴ヘル染織、刺繍其ノ他、伝統的技術ハ適当ノ保護ヲ加ヘテ其ノ技術ノ保存ニ努メ、國民情緒ノ振盪ヲ防グコト。

(ニ) 洋服ノ改善

洋服ノ場合、男子ニ於テハ國民服ノ使用ヲ原則トスベキモ、今日國民服ノ新調ハ生地ノ確保ヲ要シ多クナラシメ、纖維使用制限ノ趣旨ニ則テ、且ツ之ノ制式形式ニ於テモ亦未ダ十分ニ國民的ナリト云フヲ得ズ。國民服ハ必シモ其ノ制式ヲ國型化シテ、時々改善ノ念也ヲ致シ、將吏ノ整潔性ヲ有セシムルコト。

同時ニ、纖維生産ノ益々縮減セラレテ、アル今日ノ事情ニ於テハ手持ノ普通者洋服ヲ改良シ之ヲ以テ國民服全般ノ資格ノモノトシムルコト。

女子ノ洋服ニ付キテハ我國ノ氣候風土、國民的慣習、住居形式等ニ照シ、特ニ適切ナル保護上ノ考慮ヲ加フルコト。

- (イ) 戦時下簡素ヲ尚ビ、節約ヲ旨トシ、國民服ノ如キモ劣メテ新調ヲ避ケ、手持ノ洋服ヲ以テ之ニ代用セシムルト共ニ、夏期ニ於テハ國民服衣ヲ制式シ、上衣ナシノ簡易衣生活ヲ實現スルコト。
- (ロ) 學生ノ制服ハ特ニ其ノ配給生地ヲ改善シテ凡ソル勤勞作業、運動、鐵道等ニ耐ヘ且洗濯ニ適スル衛生的の生地ノ生産ヲ工夫スルコト。
- (ハ) 婦人洋服ハ、夏期ニ於テハ「スカーツ」型ノ下袴ヲ着用セシムルコト。冬期我國ノ如ク暖房装置ニシテ及ビ寒氣最シキ外ニ於テ、現在ノ女子洋服ノ形式ハ保護上極メテ不適ナリ。女子洋服ニ於テハ特ニ冬期ニ於ケル保護ニ留意スルコト。
- (ニ) 女子服装ノ中、帽子ハテキ得ル限リ適當ナル形式ノモノヲ採用セシムルコト。殊ニ學生制服ニ於テハ寒氣炎暑ヲ避ケルニ十分ナル帽子ヲ使用セシメ、鐵道其ノ他ノ際ニ於テ不時ニ急ル病状ヨリ將末國民ノ健康ヲ保護スベシ。一時の救急ト永久的ナル國民地位ノ向上トヲ混同スルコトナク、学校当局ヨリテ十分ナル判断ヲ以テ一般服裝ヲ指導セシムベシ。

(内) 衣服ノ改造ヲ徹底セシムルタメニハ飽益之ヲ止立層其ノ健康者ノ
爲ノモノヲラレドモ、各家庭、学校、工場等ニ於テ国民自ラノ守ヲ
以テ実行セシムルコト。
夜生活ノ指導ニ當ツテハ従来ノ如キ命令一本ノ方針ヲ去リ、国民ノ
情操ニ訴ヘ、清楚新鮮ニシテ活動的而シテ又芸術的ナル新シキ国民
生活ヘノ希望ヲ提示スル形ニ於テ宣傳スルコト。

二、食生活ニ対スル指導

戦時下国民ノ生活ヲ強靱ナラシメ、總力ヲ拵テ生産ノ拡大ヲ図ルタ
メニハ、国民各層ノ能率増進ヲ必要トス。各国民、能率増進ノ前提
タル体力ノ涵養ヲ期スルタメ、茲ニ食ノ問題が極メテ重要ナルハ改メテ
言フ要セズ。

初テ斯際戦時下ニ於ケル「食」ノ問題ヲ置キ、實ノ上ヨリ合理的ニ食
素化スルニ努ムルコト。
食生活ノ合理化ハ單ナル机上ノ空論ニヨラズ、各地ニ於ケル「食」ノ実

六三

六四

情ト其ノ成績ヲ調査参酌スルト共ニ「食」ノ科学性、芸術性、道義性ヲ
考慮シテ、戦時下剛健ニシテ明朗ナル食生活ノ確立ヲ期スルコト。

一、食事ニ対スル感恩報謝

食生活ノ根本ハ精神ニ在リ、物ハ末ナリ。
「食」ノ道義性ヲ重シシ食事ノ際ニハ常に感謝報恩ノ念ヲ以テスル國民
慣習ヲ養ハシムルコト。

二、食物ノ科學的調理法

食物本来ノ栄養価値ヲ皆クモ毀損セザルヤシ、適當ナル料理法ノ簡素
化ト合理化トヲ図ルコト。

三、食害腐敗ノ防止

処理野藏等ノ不適当ナルタマ、又ハ配給機構ノ不備等ニヨツテ極ル食
品ノ腐敗採養価値ノ低下ヲ極力防止シ、戰時下特ニ貴重ナル食臣資源ノ
保全ニ努ムルコト。

(四) 食臣野藏ニ関スル指導

国民一般ニ対シテ食臣野藏ニ関スル科學的指導ヲ行フト夫ニ、全國各
地ニ特有ナル民間野藏強ヲ調査シ、其ノ經驗実績ノ採用スベキモノハ之
ヲ活用普及スルコト。

(五) 無駄ノ排除

従来慣習ノマ、無反省ニ棄テ去リタル骨、皮、臟腑、莖根等ノ食臣部
分ニ付キ食シ得ラル、モノハ悉ク之ヲ利用スル皆食ノ習慣ヲ養ハシムル
コト。

更ニ米ヲ炊ク時ニハ單ニ煮テ流シ去ル程度ニ止メ有効物質ヲ残シ棄テ

サルコト、野菜ヲ茹ゲル際採養素ノ溶解セル其ノ水ヲ捨テサルコト、其
ノ他一切ノ無駄ヲ排除スルニ努ムルコト。

(六) 空前地、厨下ノ利用等ニヨル食料ノ増産

空前地ノ利用ニヨル野菜ノ栽培、厨下ニヨル豚、鶏等家畜ノ飼育、又
ハ糞資、獎勵等ニヨリ戰時下食料ノ不足ヲ可及的ニ補フ方策ヲ講ズルコ
ト。

(七) 食物ノ完全咀嚼

食物ノ採養価ヲ昂メ、吸收度ヲ増スタメニ國民ノ間ニ、完全咀嚼ノ習
慣ヲ養ハシムルコト。

(八) 郷土食ノ研奨

全国各地ニ於ケル郷土食ノ実情ト成績ヲ調査研究シ、之ノ採用スベキモノハ国民生活ノ上ニ甚爾普及スルコト。

(九) 野生食物ノ食品化

野生植物ノ利用ニ関スル研究ヲ奨励シ、其ノ食品トシテノ価値アルモノハ努メテ之ヲ食用化スルコト。

(十) 人乳賞取制度ノ確立

牛乳其ノ他乳製品ノ生産ニ不足セル現状ニ鑑ミ、賞取制度ヲ確立シテ、乳児栄養ノ確保ヲ図ルト共ニ、母乳栄養ノ奨励ヲ期スルコト。

三、住生活ニ対スル指導

生活器具ニ対スル造枚意匠上ノ統制

生活文化ノ由ニ於テ造枚意匠ノコトハ勿モスレバ遊閑者ニシテ、鬼角怨セニセラシ勝ナルモ、而モ生活ノ凡ニル部面ヲ通ジテ之ヲ綜合的ニ考察スレバ、斯ノ造枚ノコトハ極メテ重要ナリト謂フベシ。

衣食住ノ全般ニ亘リ、日帯國民が使用スル衣服、食器、調度ノ類ヲ造枚意匠、親愛ヨリ所吟味スルトキ、市場賣品ノ如何ニ極端卑劣ニシテ日本酌ナル諸業者種々ハ凡ソ遠キモノ、ソレノ多キカニ一警ヲ吹スベシ。

今日、我國ニ行ハル、日常生活器具ノ造枚意匠ノ中ニハ歐米的要素、東洋特ニ支那的要素等異國酌ナルモノが餘リニ絶然ト混濁シ、清純ナルバキ本邦ノ日本酌性格ノ輝カズモスレバ其ノ光輝ヲ失ヒン、アル現狀ナリ。

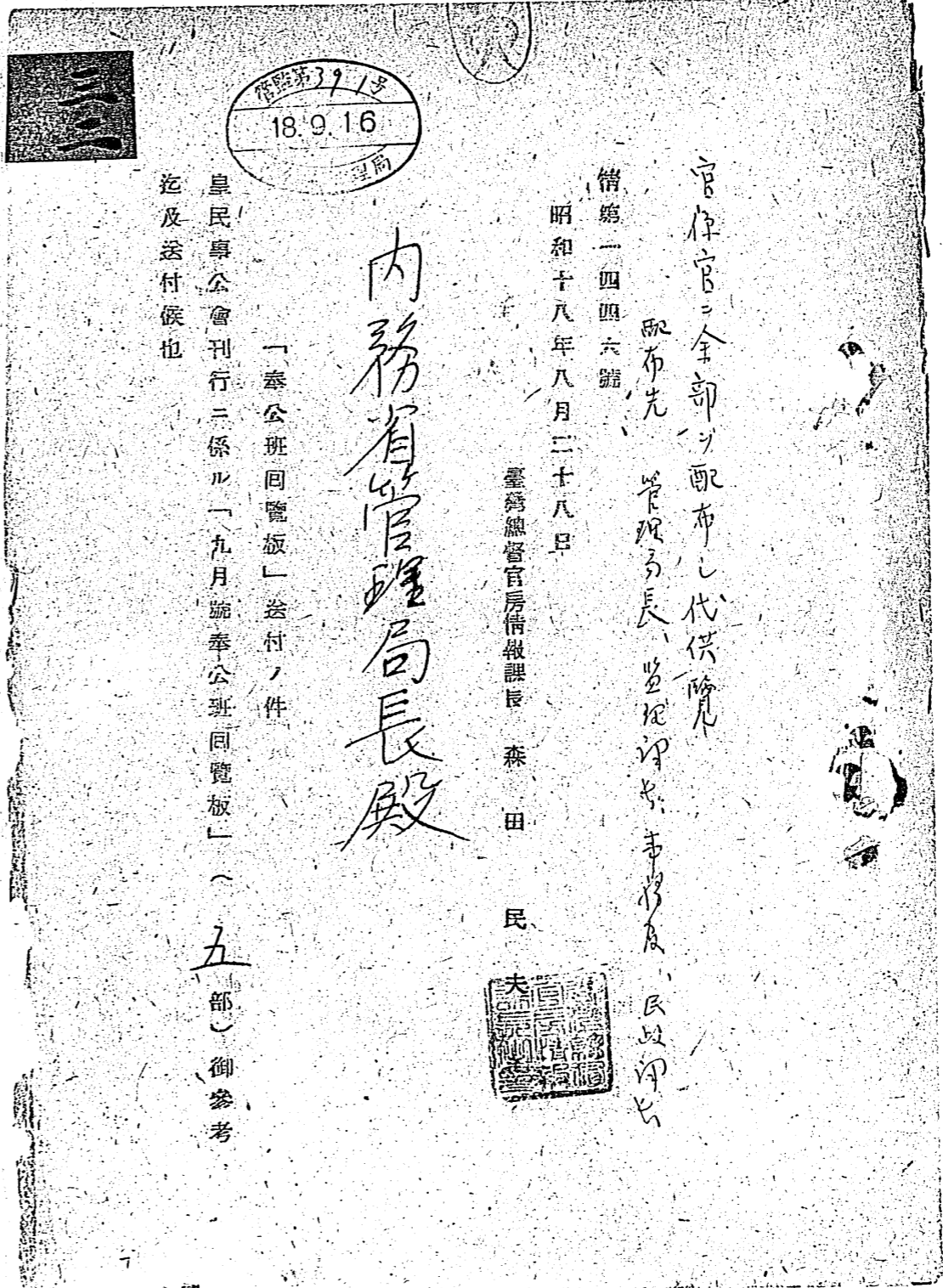
之等生活器具ニ対スル造枚意匠上ノ統制ヲ行ヒ、國民ニ確アル生活文化上ノ審美基準ヲ與ヘ、現狀ヲ整理シテ本邦ノ日本酌性格ニ還元セシムルコトが斯際特ニ所要ナルコト。

然ルニ、現在之等ノ器具製造ニ対シテ使用資材ノ統制、価格ノ統制等ハ相当徹底ニ行ハレ居ルニモ不拍、其ノ造枚意匠上ノ統制ニ至リテハ全

ク未着手未実行ノマ、ニ放置サレ居レリ。之ガ夕メニ日用生器器具ノ
製作ニ従事スル者ハ、斯莫ニ因レテ何等確固タル進歩見解ヲ有セザル大
衆ノ卑劣ナル趣味ニ迎合スルカ如キ低調ノ造幣匠ヲ~~シテ~~^{シテ}~~シテ~~^{シテ}呈示セラ
テ取分ナル状態ニ在リ。
仍テ、斯際日用生器器具ノ造幣匠ヲ簡素ニシテ精緻ナル日本酌性格
ノモノニ統一シ、異國酌要素ノ今在ニヨツテ國民ノ造幣感覺カ~~感~~^感サ
ハヲ~~造~~^造クルコト。
斯等ニヨツテ日本人ノ生器ヲ~~造~~^造ニ日本酌ナル簡素ト精緻ト基礎ノ上ニ樹
立リ、日本酌ニ統一サレタル階級置カナル生器ヲ~~現~~^現レ得ルト共ニ、今
日ノ~~現~~^現象ヲ~~招~~^招来セル無用ノ多様性ヲ整理シ、並イテハ~~資~~^資材ノ節約ヲ~~提~~^提
果スルコトヲ~~得~~^得ル。

六





第391号
18.9.16
理向

内務省管理局長殿

「奉公班回覽板」送付ノ件
皇民奉公會刊行ニ係ル「九月號奉公班回覽板」(五部)御參考
迄及送付候也

官俸官ニ全部ジ配布シ代供降見
配布先 管理局長、監理部、事務局、民政部
備第一四四六號
昭和十八年八月二十八日

臺灣總督官房情報課長 森田 民

